

入札監理小委員会における審議結果報告

宮内庁「宮内庁共通基盤システムの整備・保守及び宮内庁 NWS の運用管理業務」

当該『民間競争入札実施要項（案）』を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

- 公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として「宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務」が選定されたものである。
- 第一期の市場化テストは平成27年から約4年間実施され、今年度、第二期市場化テスト事業（10ヶ月間）を実施中である。本案件は、第三期目の事業に向けた実施要項案の審議を諮るものである。

第一期	平成27年2月から平成31年3月	(4年2か月間)
第二期	平成31年4月から令和2年(西暦2020年)1月	(10ヶ月間)
第三期	令和2年(西暦2020年)2月から令和6年(西暦2024年)1月	(4年間)

※第二期における入札状況は二者入札であり、第二期は新規事業者が実施中。

- 第一期の入札結果は一者入札であり競争性を確保できなかったことから、事業の評価（平成30年1月）において、次期システム更改時期を見据え、調達単位の整理・統合を行うこととした。
第三期市場化テストにおいては、運用管理業務に加え、システムの構築・保守を統合した上で調達することとし、競争性を確保しようとしている。
- ※第三期は「構築・保守の調達」項目が入り実施要項内容が大きく変更になるため、小委員会を経てから意見招請を行った。

2. 第三期の取組みについて

- これまでの経緯を踏まえ、第三期調達で工夫した点を以下に示す。
 - (1) 運用管理業務に係る人員体制の要件の緩和及び充実（第二期を継承）（実施要項案 16, 119, 152/211 頁）
 - (2) リモートによる運用作業員のサポート体制・条件を満たせば認める。（実施要項案 17, 120/211 頁）
 - (3) 会議体の設置・契約締結後、以下のメンバーで「宮内庁 NWS 統括会議」開催（実施要項案 149/211 頁）
 - ① 宮内庁
 - ② 宮内庁統合 NW 事業者（※別調達）
 - ③ 宮内庁 CIS・運用管理事業者
 - ④ 運用管理支援事業者（※第2期市場化テスト対象）
 - (4) 総合評価落札方式による調達

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点1】元々の調達範囲をどのように整理・統合して、今回の調達にしたのか。仕様書を見ても分かりにくい。

【対応1】図の掲載と修正を行うことで、これまでの調達がどのように統合されたのか、統合後の調達範囲がどのようになっているのかが分かるようにした（実施要項案 6/211 頁、14/211 頁、74/211 頁及び 75/211 頁）

【論点2】会議体の設置等について、調達を分割すると調整のために手間がかかり、生産性が落ちることがある。宮内庁は、会議に参加する事業者の調整をうまく行えるのか。また、応札事業者は、宮内庁統合NWがどのようなものなのか不安になると思う。その不安を取り除くことが競争性を高めることになるのではないかと。

【対応2】事業者間の分担がかなり明確になったので、調整はしやすくなると考えている。また、宮内庁統合NWの基本設計書の提出時期については、応札希望者に分かりやすくなるよう明記した（実施要項案 149/211 頁）。さらに、当該基本設計書が閲覧できる旨も明記した（実施要項案 163/211 頁）。

【論点3】総合評価基準表について、応札者が分かりやすいように記載を工夫してほしい。

【対応3】評価対象が必須項目か、加点項目なのかが明確に分かるよう、記載列の区分等を行った（実施要項案 182 頁以降）。また、加点の評価を「特に優秀」「優秀」「標準」「加点なし」とし、2段階から4段階に増やした（実施要項案 182 頁以降）。

4. 意見募集の対応について

意見募集（平成31年3月1日～3月22日）を行った結果、8者から110件の意見・質問等が寄せられた。宮内庁において内容を検討した結果、意見等を踏まえ、応札者が業務内容等をより理解しやすくなるように、資格要件、技術的要件、引継要件等広範囲に渡り13件の修正が行われた（実施要項案7頁他）。

なお、以下については、入札監理小委員会委員の指摘を踏まえ修正している。

- ・ 運用管理業務の引継について、宮内庁の責任において円滑な引継ぎが行えるよう調整することが分かるよう、調達仕様書「7. 会議体の設置」で示した統括会議等を活用すること等を明記（実施要項案：155/211 頁）。

以上